

一般社団法人日本小児看護学会

災害対策マニュアル改訂版

2025 年 6 月

災害対策委員会

はじめに

日本小児看護学会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を機に災害支援の活動を開始し、2013 年に災害対策委員会を設置した。災害対策委員会では、災害発生時に学会が迅速に被災地の状況を把握し、直接的、間接的支援を行う体制を構築することを目指し、平時および災害発生時の対応を示すものとして 2013 年 4 月に「災害対策マニュアル」の初版を作成した。その後、2015 年と 2021 年改正を行い、今日までこれを基に活動してきた。

しかし、現在は、国や自治体および関係団体における災害支援の体制や事業が整備されてきたことに伴い学会の対応も変化してきており、マニュアルに示す体制や活動内容と実際のそれとが一致しない状況が生じている。そこで、今回、これまでのマニュアルを大幅に見直し改訂版を作成した。

理事会および災害対策委員会のメンバーと評議員は、平時および災害発生時に本マニュアルを基に活動する。また、災害に関する学会の対応を理解していただくために会員の皆様にも共有する。

2025 年 6 月

日本小児看護学会災害対策委員会

目次

I. マニュアルの概要.....	1
1. 目的.....	1
2. 学会関係者.....	1
3. 体制.....	1
4. 主な活動	1
II. 平時	2
1. 関係団体との連携	2
2. 学会内における情報収集・共有ネットワークの構築	4
3. 災害支援情報の収集・発信.....	5
III. 災害発生時	6
1. 活動の基準	6
2. 学会内ネットワークを活用した情報収集・情報提供.....	6
3. 関係団体との情報収集・情報提供.....	7
4. 災害支援情報の提供（被災地中心）	7
5. 収集した情報の分析・検討	8
6. 調査（必要時）	8

Ⅰ. マニュアルの概要

1. 目的

本マニュアルは、平時および災害発生時における日本小児看護学会の体制と活動を示すものであり、学会関係者が共有しこれを活用することにより、災害発生時に迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

2. 学会関係者

本マニュアルを共有する学会関係者とは、日本小児看護学会の理事会および災害対策委員会のメンバー、評議員、会員（災害対策連携協力会員を含む）を指す。

3. 体制

平時および災害発生時における学会関係者と、関係団体の体制を図に示す。

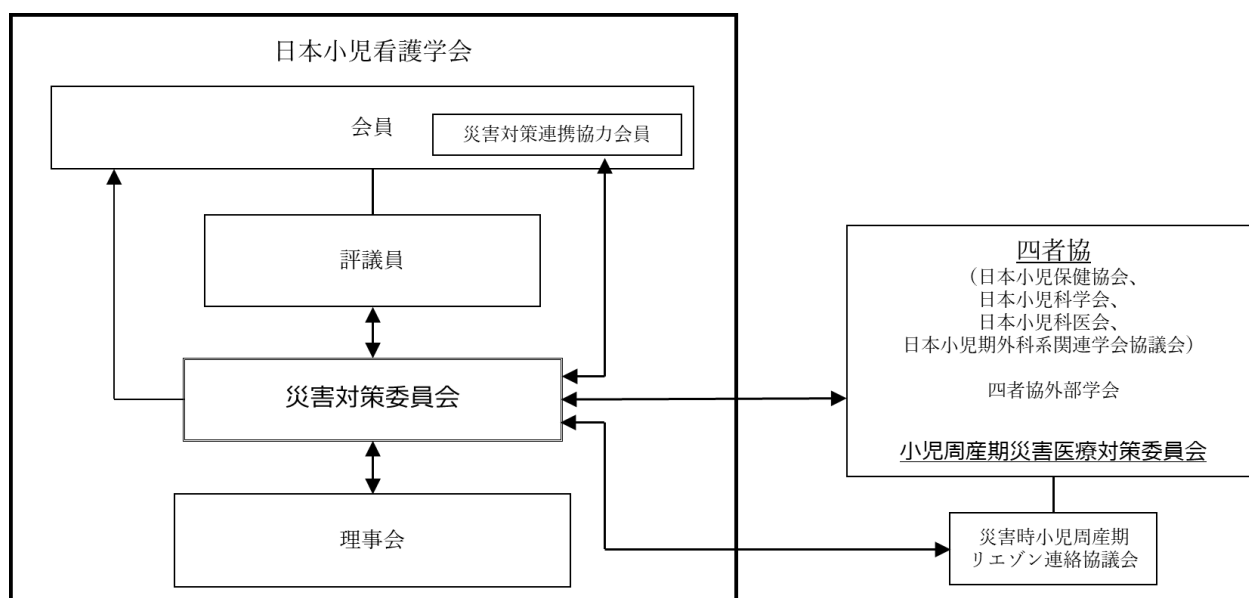


図 平時および災害発生時における学会関係者と関係団体との情報共有・提供体制

4. 主な活動

1) 平時

- 関係団体との連携
- 学会内における情報収集・共有ネットワークの構築
- 災害支援情報の収集、発信

2) 災害発生時

- 学会内のネットワークを活用した情報収集・情報提供
- 関係団体からの情報収集・情報提供
- 災害支援情報の提供（被災地中心）
- 調査（必要時）

II. 平時

1. 関係団体との連携

1) 四者協（日本小児医療保健協議会）小児周産期災害医療対策委員会

四者協（日本小児医療保健協議会）は、日本小児保健協会、日本小児科学会、日本小児科医学会、日本小児期外科系関連学会協議会で構成された連合団体で、2020 年 11 月にこの中に小児周産期災害医療対策委員会が設置された。委員会では、災害時の小児医療に関する体制整備、連携等について検討している。

日本小児看護学会は、発足当時よりこの委員会に「四者協外部学会」として参加している。

- 災害対策委員長が年 2 回程度の委員会に参加し、各団体の活動について情報共有・提供を行う。

【参考】四者協外部学会として、他に以下の学会が参加している。

日本小児集中治療研究会、日本小児救急医学会、日本周産期・新生児医学会、日本新生児成育医学会、新生児医療連絡会、日本小児総合施設協議会（JACHRI）、災害医療センター、日本産科婦人科学会

2) 災害時小児周産期リエゾン連絡協議会

災害時小児周産期リエゾンは、厚生労働省が 2016 年より養成を開始、2019 年に活動要領を発出したもので、災害時に都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者とされている。

四者協が養成研修および災害時小児周産期リエゾン連絡協議会の運営を担っている。

- 災害対策委員長が各年 1 回開催する幹事会と総会に参加し、災害時小児周産期リエゾンの活動の状況等について情報を得る。
- 災害対策委員長は、災害時小児周産期リエゾン研修修了者かつ本学会会員の中から 1 名を災害対策委員に任命する。

3) Perinatal Early Assessment and Communication system for Emergencies; PEACE

PEACE は、小児周産期に特化した災害情報システムで、産婦人科、新生児科、小児科の医師、小児周産期リエゾン、DMAT による情報共有システム。被災地支援を目的として整備されている。

大規模広域災害が発生し、複数の産婦人科施設および新生児医療施設が被災した場合に被災情報を取りまとめ、被災地への早期支援に役立てるために日本産婦人科学会が開発し、2024 年には改訂版の運用が開始された。

- 災害対策委員長は、このシステムのメーリングリストにメール登録し、平時および災害発生時に情報共有を行う。

5) その他

災害対策委員会は、必要に応じて厚生労働省、日本看護協会、日本看護系学会協議会、日本看護科学学会、日本災害看護学会等と、こどもと家族、小児看護に関する災害支援情報の共有・提供を行う。

2. 学会内における情報収集・共有ネットワークの構築

災害対策委員会は、評議員とともに災害発生時に迅速かつ円滑に情報収集・共有できるよう、ネットワークを構築する。

1) 評議員とのネットワーク

全国を以下の8地区に分け、地区リーダーと当該地区評議員メンバーとが円滑に連絡が取れる体制を確認する。

災害対策委員長、地区リーダー（災害対策委員）、評議員

A地区	北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県
B地区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県
C地区	千葉県、神奈川県
D地区	東京都
E地区	長野県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
F地区	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県
G地区	岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、香川県、高知県、徳島県
H地区	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

地区リーダーは、担当地区評議員を確認し、メールで連絡が取れるようにしておく。

※評議員が任期中に転居や所属変更等した場合は、転居先・移動先の地区のメンバーとなる。評議員は転居前・移動前の地区リーダーに転居・移動した旨を連絡する。

2) ネットワークシミュレーションの実施

1年に1度ネットワークシミュレーションを実施する。

- 某日に災害対策委員長は、地区リーダー（災害対策委員）にメールでシミュレーションのスタートを伝達する
- 地区リーダーは、地区評議員にメールでシミュレーション実施を伝達する。
- 評議員は、地区リーダーにメール返信する。
- 地区リーダーは、災害対策委員長に評議員からの返信状況と返信内容を報告する。
- 災害対策委員長は、災害対策委員会で全地区リーダー（災害対策委員）と結果を共有する。

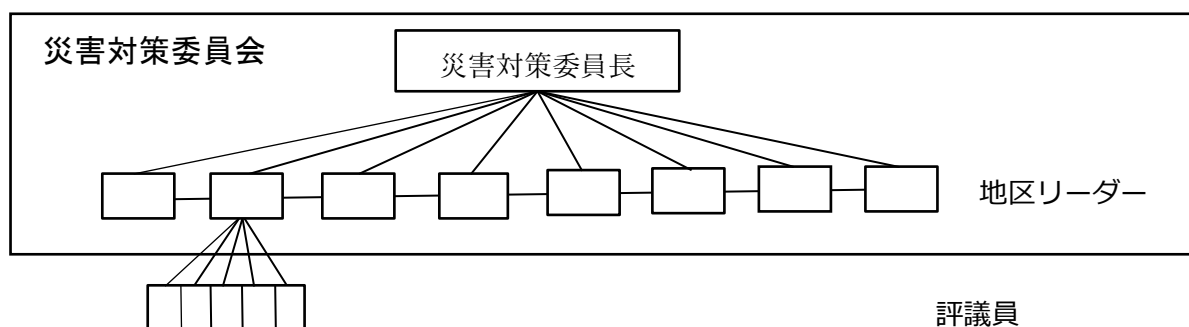


図. 平時のネットワーク

3) 災害対策連携協力会員（本学会会員）とのネットワーク

災害対策委員会は、災害支援や院内災害対策等の経験と知識を有する本学会会員を「災害対策連携協力会員」として連携を図る。災害対策連携協力会員は、任意であり、定数や任期は定めない。

災害対策連携協力会員は、以下に該当するものとする。

- ・本学会会員（必須）
- ・災害時小児周産期リエゾン研修修了者
- ・所属施設において災害対策委員等の業務に従事している者
- ・災害支援の経験のある者 等

災害対策連携協力会員は、災害対策委員会活動において必要な場合、業務に支障のない範囲で専門知識の提供や、助言を行う。

災害対策委員会は、必要に応じて災害対策連携協力会員に、災害対策委員会の活動について情報提供する。（四者協小児周産期災害医療対策委員会、災害時小児周産期リエゾン連絡協議会、防災学術連携体からの案内等）

3. 災害支援情報の収集・発信

災害対策委員会は、こどもと家族の災害支援情報について有用なサイトを随時収集し、学会ホームページに掲載する。

掲載ジャンル（2025 年 5 月現在）

災害サイクル別	災害の備え	医療関係者、行政関係者向け、学校関係者向け
		こども向け
		保護者向け
	災害発生時	医療関係者、行政関係者向け
		こども向け
		保護者向け
災害種類別	水害・土砂災害	こども向け
	原子力災害	こども向け
災害に関連する情報が得られるサイト		

Ⅲ. 災害発生時

災害対策委員会は、災害発生時、主に平時に構築した学会内ネットワークおよび関係団体との連携を活用して、情報収集を行う。

手段は原則 E-mail とする。

以下の 2～4 は並行して行う。

災害対策委員会は、活動開始時点からクロノロジー※を作成する。

※クロノロジー：災害対応時に状況や活動内容を時系列に沿って記録・整理したもの

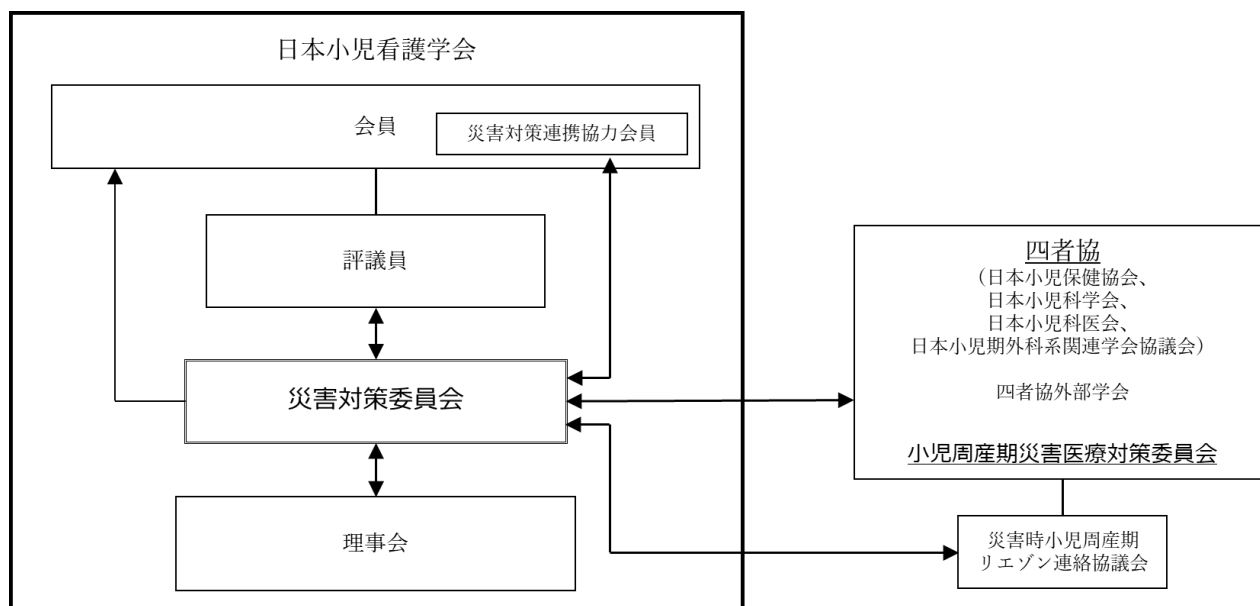


図 平時および災害発生時における学会関係者と関係団体との情報共有・提供体制 【再掲】

1. 活動の基準

対象となる災害：震度 5 強以上の地震、広域の水害、土砂災害等

開始時期：地震速報、ニュース等メディアで災害の発生を把握次第可及的速やかに

終了時期：災害対策委員長が理事長と相談し判断する

2. 学会内ネットワークを活用した情報収集・情報提供

1) 災害対策委員（地区リーダー）―被災地を含む地区の評議員

- 災害対策委員長は、被災地を含む地区の地区リーダー（災害対策委員）に地区内の情報収集を指示する。
- 地区リーダーは、当該地区評議員に被災状況等の情報提供を依頼する。
地区リーダーが被災している場合、災害対策委員長は、他の地区リーダーに代理を命ずる。
- 評議員は、自身の安否および知り得る被災状況（医療機関、避難所、看護系教育機関の状況等）、支援ニーズ等について地区リーダーに報告する。
- 地区リーダーは、評議員からの報告をまとめ、速やかに災害対策委員長に報告する。
- 災害対策委員長は、地区リーダーから得た情報を理事長に報告するとともに災害対策委員と共有する。

- 災害対策委員長は、理事長と相談し、収集した情報について必要に応じて理事会、評議員、会員に情報提供する。
- 被災地区評議員は、被災地の状況の変化や新たな情報がある場合はその都度地区リーダーに報告する。
- 地区リーダーは、被災地区評議員から追加情報を得た場合、その都度災害対策委員長に報告する。

2) 災害対策委員会－災害対策連携協力会員

- 災害対策委員長は、被災地または被災地に近い災害対策連携協力会員に情報提供を依頼する。
- 災害対策連携協力会員は、業務に支障のない範囲で自身の安否および知り得る被災地の医療機関、避難所、看護系教育機関等の状況、支援ニーズ等について災害対策委員長に情報提供する。
- 災害対策委員長は、災害対策連携協力会員から得た情報を理事長に報告するとともに災害対策委員と共有する。
- 災害対策委員長は、理事長と相談し、収集した情報について必要に応じて理事会、評議員、会員に情報提供する。
- 被災地に近い災害対策連携協力会員は、被災地の状況の変化や新たな情報がある場合はその都度災害対策委員長に報告する。

3. 関係団体との情報収集・情報提供

- 災害対策委員長は、四者協小児周産期災害医療対策委員会、PEACE、災害時小児周産期リエゾン連絡協議会からメールで被災地の小児医療に関する被災状況等の情報を得る。
- 災害対策委員長は、関係団体から得た情報を理事長に報告するとともに災害対策委員と共有する。
- 災害対策委員長は、理事長および災害対策委員と相談、検討し、収集した情報について必要に応じて理事会、評議員、災害対策連携協力会員、会員に情報提供する。
- また、災害対策委員長は、厚生労働省、日本看護協会、日本看護系学会協議会、日本看護科学学会等関連学会から災害時のこどもと家族に関する専門知識・技術等の提供の要請があった場合、これを提供する。
- 災害対策連携協力会員は、業務に支障のない範囲でこれに協力する。

4. 災害支援情報の提供（被災地中心）

災害対策委員長および災害対策委員は、必要に応じて学会ホームページに掲載している災害支援情報等を主に被災地評議員、災害対策連携協力会員に情報提供する。

5. 収集した情報の分析・検討

災害対策委員会は、2～4 で収集した情報について、学会で対応すべき事項があるか、またその場合対応が可能か否かを確認する。

対応が可能な事項についてはそれを検討し理事会に報告する。

対応できない事項と判断した場合は、関係団体に報告、相談する。

6. 調査（必要時）

災害によりこどもの心身の健康状態の懸念、看護教育および研究への影響が起こりうる場合、災害対策委員長は、理事長および災害対策委員と相談、検討し、現地調査等を実施する。

初版発行履歴
2013 年 4 月作成
2015 年 1 月修正
2021 年 3 月改訂

日本小児看護学会
災害対策マニュアル改訂版
2025 年 6 月発行

作成 一般社団法人日本小児看護学会災害対策委員会